

## 追加資料 - 1 応募者の参加資格要件について

(仮称)稲城市立中央図書館等整備運営事業(以下、「本事業」という。)  
「入札説明書」第4-1(p.7)に示す参加資格要件の事項について、下記のとおりとする。

### 1. 応募者の構成について

(1) 応募企業、応募グループの構成員、応募グループの代表企業、協力企業の定義等

本入札における「応募企業」「応募グループの構成員」「応募グループの代表企業」「協力企業」の定義及び要件は以下の通りとする。

ア 「応募企業」とは、本事業で実施する施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を行う予定の単独企業をいう。応募企業は「入札説明書」第4-1-(1)-及び同 の要件を満たしていること。

イ 「応募グループの構成員」とは、複数の企業で構成するグループの一員で、本事業で実施する施設の設計、建設、維持管理及び運営業務のいずれかの業務を担当する予定の企業で、PFI事業者(SPC)と直接業務契約を行う予定の者をいう。応募グループの構成員はSPCへ出資すること(「入札説明書」第4-1-(1)-イ-cに示されていない設計会社についても行うこと)。なお、各業務を複数企業で行うこと(例えば設計業務を複数の企業で行う場合など)は認められるが、複数企業を構成員として登録する場合は、「入札説明書」第4-1-(1)-イに示す出資要件及び第4-1-(1)- に示す参加資格要件(各業務について規定される業務実績及び入札参加資格者名簿への登録要件を含む)を満たしていること。さらに、4-1-(1) の制限に該当しない企業であること。

ウ 「応募グループの代表企業」とは、前項イに示す応募グループの構成員のうち、代表企業として定めた1者をいう。

エ 「協力企業」とは、前項アに示す応募企業又は前項イに示す応募グループの構成員以外の企業でPFI事業者と直接業務契約を行う予定の者をいう。また、PFI事業者から直接業務を受託しない(構成員の下請けとして受託する)場合にも協力企業として入札参加資格審査申請時に記載してよい。

(2) 工事監理業務を行う企業について

「入札説明書」第7-1-(1)-c及び「設計、建設に関する業務要求水準書」  
-(3)に示す工事監理業務を行う企業は、設計業務及び建設業務を行う企業とは別会社とし、参加資格において「入札説明書」第4-1-(1)- -ア-c(入札参加資格者名簿への登録要件)を満たしていること。同イ-b(公共図書館の設計実績)は適用しない。なお、「設計、建設に関する業務要求水準書」 -(3)- に示す「設計業

務及び建設業務に関与していない第三者」とは、設計業務及び建設業務を行う企業とは別会社であることを示し、設計業務又は建設業務を行う企業との出資関係等を制約するものではない。

## 2. 入札参加資格の追加登録について

「入札説明書」第4-1-カ及び「入札説明書資料-1」に示す追加登録の事項について、下記のとおりとする。

ア 入札参加資格の追加登録は、入札に参加を希望する応募企業、応募グループの構成員及び協力企業のうち、維持管理業務又は運営業務を行う企業を対象とする。

イ 協力企業については前項アの登録は必須としないが、入札参加資格審査申請時に記載を予定する場合は可能な限り登録を行うこと。

ウ 前項アに示す追加登録は、「物品」のみの登録とする。なお、本事業に関係する「物品」の営業種目としては下記に示すものがある。

「物品」の営業種目（一例）

文房具事務用品・図書、什器・家具、建物清掃、電気・暖冷房等設備保守、警備・受付等、通信施設保守、ボイラー清掃、浄化槽・貯水槽清掃、害虫駆除、運搬請負、情報処理業務、環境アセスメント関係調査業務、その他業務委託等

エ 既に平成15年度の「物品」で参加登録している事業者で、本事業のために新たに追加登録する場合には、本事業で担当する予定の業種に限る。

オ 「物品」として登録する場合に本事業で想定される主な業種が登録されていれば良く、全ての業種に登録されている必要はない。

カ 追加登録後、本事業に応募企業、応募グループの構成員又は協力企業として、平成16年1月15日までに参加表明に参加しなかったものは、登録を取り消す。

キ 今回の追加登録業種は、本事業以外の案件には適用しないものとする。

## 3. 参加表明時の協力企業の取扱いについて

参加表明時の「様式2-1 参加表明書」においては、協力企業の記載は必須条件とはしないが、参加表明において記載された構成員及び協力企業は入札参加資格審査申請時に変更することはできない（ただし、やむを得ない事業が生じた場合に、事前に本市の承諾を得た場合を除く）。